



第 4 次八戸市男女共同参画基本計画

～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2017～

【1 次案】



八 戸 市

はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい

わたしもわたしらしくていい

お互いを思いやり

お互いを認め合い

お互いを高め合い

男だから女だからにとらわれず

自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを

ともに築くため

八戸市は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の背景	2
2 策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 進行管理	3
第2章 計画の方向性	5
1 基本目標	6
(1) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を 可能とする社会	6
(2) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会	6
(3) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる 安全・安心な社会	6
2 施策の体系	7
第3章 計画の内容	9
施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり	10
Ⅰ-(1) 男女共同参画意識の醸成	11
① 理念や法律・制度等の広報・啓発活動の充実	11
② 男女共同参画に関する実態調査・公表	12
Ⅰ-(2) 教育・学習分野における男女共同参画の推進	13
① 学校教育における男女共同参画の推進	13
② 生涯学習の推進	14
施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	15
Ⅱ-(1) 男女共同参画にむけた社会	17
① 政策・方針決定における男女共同参画の推進	17
② 男女雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進	18
Ⅱ-(2) 女性の活躍推進	20
① 女性のキャリアアップの促進	20
② 女性リーダーの発掘・育成	21

Ⅱ-(3) 子育て・介護支援の充実	22
① 子育て環境の充実	22
② 子育て家庭への支援	23
③ 子育て支援意識の醸成	23
④ 介護サービス等の充実	24
施策の基本方向Ⅲ 安全・安心な社会づくり	25
Ⅲ-(1) 安全な暮らしの環境整備	26
① 男女間の暴力の防止と被害者支援	26
② 地域防災における男女共同参画の推進	27
Ⅲ-(2) 生涯を通じた健康づくりの推進	28
① 妊娠・出産等に関する健康支援	28
② 生涯を通じた男女の健康の保持促進	29

第4章 資料編

～以下略～

第 1 章 基本的な考え方

1 策定の背景～これまでの動き～

(1) 国・県の動き

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法[※]」を施行、翌年に「男女共同参画基本計画」を策定以降、「第 2 次男女共同参画基本計画」（平成 17 年）「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年）を策定し、固定的な性別役割分担意識[※]を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）[※]の推進」、「子ども・子育て支援施策」、「人権施策」など男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進してきております。

平成 25 年 6 月、女性の活躍を主な柱として位置づけた「日本再興戦略」の閣議決定後、翌年には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を策定しました。

また、平成 27 年 8 月には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法[※]という)」が施行されるなど、女性活躍への動きがますます加速化しています。

「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年）では、目指すべき社会として、

- ①個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②人権が尊重される社会
- ③男性中心型労働慣行が変革され、仕事と生活の調和が実現する社会
- ④国際的な評価が得られる社会

の 4 つを挙げています。

県では、「あおもり男女共同参画プラン 2 1」（平成 12 年）をはじめ、「青森県男女共同参画推進条例」（平成 13 年）の制定と「新あおもり男女共同参画プラン 2 1」（平成 19 年）の策定を行い、「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」（平成 24 年）では、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標に、県の男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センター(アピオあおもり)を中心に、男女共同参画推進の取組を進めてきております。

(2) 八戸市の動き

市では、全国的にも早い時期から、男女共同参画社会[※]づくりの必要性を認識し、平成 8 年 12 月、男女共同参画社会[※]の実現のための指針とする行動計画「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しました。平成 13 年 10 月には「男女共同参画社会基本法[※]」の理念に基づき、「八戸市男女共同参画基本条例[※]（八戸市条例第 37 号）」を制定し、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会[※]を目指すことを内外に示しました。

その後、「第 2 次八戸市男女共同参画基本計画(はちのへプラン 2006)」（平成 17 年）、「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」（平成 24 年）を策定し、意識啓発事業や人材育成事業、子育て・介護支援施策の充実など、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画社会[※]の

実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきております。

2 策定の趣旨

市では、これまで「八戸市男女共同参画基本条例※（八戸市条例第 37 号）」に基づき、計画を策定、様々な観点から男女共同参画社会※づくりを推進することにより、一定の成果をあげてきましたが、未だ多くの課題を抱えています。

経済社会情勢をみると、現在、少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来、社会・経済情勢の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用の不安定化、さらには東日本大震災での被災など大きく変化しています。また、個々の生活様式が多様化し、核家族化や家族に対する考え方、地域との関わり方も変化してきています。

こうした状況の中、地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが急務となっています。

本計画は、こうした現状をふまえ、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向性とより実効性のある事業を定めるものです。

3 計画の位置づけ

「八戸市男女共同参画基本条例※」第 7 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。

また、男女共同参画社会※の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法※」や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「第 4 次あおもり男女共同参画プラン 21」の趣旨を踏まえるとともに、「第 6 次八戸市総合計画」との整合性を図ります。

なお、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づき、この計画の施策の基本方向Ⅱ男女がともに活躍できる環境づくりの(1)男女共同参画に向けた社会及び(2)女性の活躍推進を八戸市推進計画として位置づけます。

4 計画期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進行管理

計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに、その結果を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している事業について、前年度までの進捗状況の調査を実施します。

- (2) 「八戸市男女共同参画審議会」に、その進捗状況を報告し、意見を求めます。
- (3) 計画に登載している事業について、事業の評価や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

第2章 計画の方向性

1 基本目標

男女共同参画社会[※]の実現のためには、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍でき、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会を目指していく必要があることから、次の3つを基本目標とします。

- (1) 固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会
- (2) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会
- (3) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

(1) 固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

性別による固定的な役割分担意識[※]は、職業の選択の幅を狭め、社会での活躍や仕事と家庭の両立を困難にする場合があります。働き手として家族の扶養の責任から長時間労働に陥り、家庭生活への参画が難しくなったり、心身の健康を損ねたりするなど、個人の多様な生き方の選択を阻む一因になっていることから、意識改革を図るとともに、制度や慣習、しきたりなど男女共同参画の視点に立った見直しが求められています。

また、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためには、家庭や学校で、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力を培っていく必要があります。

性別にかかわらず、個人として尊重されながら、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会を目指します。

(2) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

ライフ・スタイルの変化に伴うニーズの多様化やグローバル化[※]が進展する中で、男女の別なく多様な価値観や発想・経験を持った人材が、その個性と能力を発揮することが求められています。

女性が個性と能力を十分発揮できる環境の整備に向け、多様な働き方や男性の家事・育児・介護などへの参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[※]を推進し、一方の性に偏らない考え方を取り入れ、社会を活性化していくため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、新たな人材の発掘と育成を進めることが、誰もが活躍できる豊かで活力のある社会につながります。

多様な人材の参画と、住民の力が最大限に発揮された地域づくりを進め、男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会を目指します。

(3) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

男女が互いに人権を尊重し、思いやりを持ちながら社会の対等なパートナーとして理解し合えることが大切であり、性による差別を撤廃し、人間として尊厳と男女の実質的平等を確保することは、全ての人の人権確保につながります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、住民一人ひとりが防災について再考し、女性をはじめとする子どもや高齢者などの多様な意見を反映した訓練を通し、男女の違いなどに配慮した防災対策を進め、地域防災力の向上を図ることが求められています。

男女共に様々な分野で元気に活躍するために、生活習慣の改善や人生の各ステージに応じた適切な健康の保持促進ができるよう支援し、さらに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活に困難を抱えている人も安心して暮らせる社会づくりに向け対策を講じる必要があります。

暴力や虐待などがなく、災害時にも男女が協力し合い、健康に暮らせるよう、男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会を目指します。

2 施策の体系

当市における男女共同参画社会^{*}の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。

基本目標	施策の基本方向	実施施策
1 固定的な性別分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会	I 男女共同参画に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画意識の醸成 ①理念や法律・制度等の広報・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する実態調査・公表
		(2) 教育・学習分野における男女共同参画の推進 ①学校教育における男女共同参画の推進 ②生涯学習の推進
2 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会	II 男女がともに活躍できる環境づくり	(1) 男女共同参画に向けた社会 ①政策・方針決定における男女共同参画の推進 ②男女雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進
		(2) 女性の活躍推進 ①女性のキャリアアップの促進 ②女性リーダーの発掘・育成
		(3) 子育て・介護支援の充実 ①子育て環境の充実 ②子育てと家庭への支援 ③子育て支援意識の醸成 ④介護サービス等の充実
3 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会	III 安全・安心な社会づくり	(1) 安全な暮らしの環境整備 ①男女間の暴力の防止と被害者支援 ②地域防災における男女共同参画の推進
		(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 ①妊娠・出産等に関する健康支援 ②生涯を通じた男女の健康の保持促進

第3章 計画の内容

施策の基本方向 I

男女共同参画に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会[※]とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画は社会全体の問題であり、あらゆる分野において男女の別なく、自らの意思で参画する機会が確保される社会の実現につながる意識づくりが必要です。

しかし、実際には長い時間をかけて形づくられてきた性別による固定的な役割分担意識[※]やそれに基づく社会慣行は、時代とともに改善されつつあるものの、今なお根強く残っています。平成 27 年度に実施した市民アンケート調査でも「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人が 38.4%、「社会通念・慣行・しきたり」の場では「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が 71.4%と依然として高い傾向にありました。

また、男女共同参画意識の浸透状況の指標である男女共同参画社会[※]という用語の認知度は、平成 22 年度の 52.2%から平成 27 年度には 40.6%に低下しており、男女共同参画の推進のためには、固定的な性別役割分担意識[※]の払しょくが重要であり、こうした意識の解消に向けた取組を一層進めるとともに、年代別に有効な啓発を行い、中でも、男性や子ども、若者を対象とした広報・啓発活動を積極的に展開することが必要です。

一方、男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習分野での指標の 1 つである教職員の啓発講座への参加率は、平成 22 年度の 40.5%から 90.0%に増加し、目標値を超えています。そのため、次代を担う子どもたちに、教育全体を通し、男女共同参画意識の浸透や相互理解を深めることが必要であり、男女平等の視点に立ち、多様な個性を認め合う教育の継続が重要です。

●注目指標（平成 33 年度まで）

1) 「男女共同参画社会[※]」という用語の周知度

H22	H27	H33
52.2%	40.6%	100%

資料：市民連携推進課

2) 教職員の啓発講座への小中学校参加率

H22	H27	H33
40.5%	90.0%	100%

資料：市民連携推進課

I-(1) 男女共同参画意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識^{*}を払しょくし、一人ひとりが男女共同参画に関する意識を高め、男女共同参画社会^{*}の必要性について認識を深めることが重要であることから、継続的に広報・啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、定期的・継続的に実態調査を行い、実施状況や達成状況の公表に取り組みます。

①理念や法律・制度等の広報・啓発活動の充実

【施策の概要】

- 男女共同参画の正しい理解のための広報・啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}のとれた働き方の実現に向け、意識啓発を図ります。
- 個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談や、行政相談員による行政相談などを通じて人権の擁護に務めるとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
1	意識啓発講演会開催事業	男女共同参画に関する講演などを通して、男女共同参画について考える機会を市民に提供する。
2	広報、ホームページなどによる情報発信事業	市広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報の広報・啓発を行う。
3	男女共同参画社会を考える情報誌 WITH YOU 発行事業	男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。
4	人権相談	夫婦・親子・相続など家庭での困りごと、暮らしの中の人権問題に関する相談業務を実施する。

②男女共同参画に関する実態調査・公表

【施策の概要】

- 男女共同参画に係る市の施策・事業の推進状況を毎年度調査し、結果を公表します。
- 男女共同参画に係る市の施策・事業に反映するため、市民などへの意識・実態調査を実施します。
- 男女共同参画の推進に関する施策などへの苦情に対し、苦情処理委員会を設置し、適切な処理に努めます。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
5	男女共同参画事業の推進状況の公表	毎年の男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表する。
6	男女共同参画に関する市民および事業所意識調査	市民や事業所などを対象に、男女共同参画に関する調査を実施する。
7	苦情処理委員会の設置	男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情に対応する。

I-(2) 教育・学習分野における男女共同参画の推進

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い頃から家庭や学校、地域で形成されます。そこで、発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育を実施することが必要です。学校や家庭、地域が連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発に努めるとともに、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかな成長と自己形成ができるよう教育の充実に取り組みます。

また、一人ひとりの視野を広げ、生涯を通じて社会の様々な場面に参画できるよう、多様な学習機会を提供し、生涯学習の推進に取り組みます。

①学校教育における男女共同参画の推進

【施策の概要】

- 児童・生徒が男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、学校教育に取り組みます。
- 男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修などを実施します。
- 青少年の心身の発達段階に応じた性に関する教育を実施します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
8	教育関係者等研修会開催事業	教育関係者などを対象にした研修会を開催する。
9	教育関係者への啓発パンフレットの作成	男女共同参画意識に基づいた学校教育などを推進するための啓発パンフレットを作成し配布する。
10	思春期健康教室	性教育の一環として、小・中学校、市が連携して、いのちの尊さなどを学ぶために、赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の2事業を実施する。
11	学校教育指導の方針と重点への男女共同参画意識の涵養についての掲載	学校教育指導の方針と重点に男女共同参画意識の涵養について掲載する。
12	計画訪問などによる学校への周知	各学校への計画訪問などを通じて、男女平等観に立った教育指導と教育環境整備などについて各学校へ周知する。
13	青少年の地域活動の推進事業	青少年の地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、各種ボランティア活動を実施する。
14	いのちを育む教育アドバイザー事業	中学校において、専門医による講演などを実施する。

②生涯学習の推進

【施策の概要】

- 市民大学講座や公民館講座などにより、生涯にわたる多様な学習の機会を提供します。
- 国や県が主催する男女共同参画に関する学習機会の情報を提供します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
15	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。
16	鷗盟大学	高齢者の学習活動の推進及び生きがいづくりのため、60歳以上の高齢者を対象とした鷗盟大学を設置し、運営する。
17	市民大学講座	様々な分野の講師による講座を開催し、生涯学習の場を提供する。
18	公民館講座	生涯学習活動の拠点として、生涯各時期に応じた各種講座を開催し、学習機会を提供する。

施策の基本方向 Ⅱ

男女がともに活躍できる環境づくり

【現状と課題】

社会の様々な制度や仕組みに、男性・女性それぞれの意見を反映させるためには、あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大や男女の機会均等の一層の推進、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)[※]などに取り組んでいくことが求められます。

平成 27 年度に実施した事業所アンケートでは、市内事業所の係長級以上の女性比率は平成 22 年度の 13.4%から 18.8%に、次世代育成支援行動計画を策定している事業所の割合は、6.6%から 20.4%に増加しており、男女共同参画に関する取組が進んでいる状況が見られます。しかし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[※]の推進への取組は十分とはいえ、引き続き意識啓発や仕事と家庭の両立支援の周知を図るとともに、地域活動の担い手となる市民団体などの活動の促進を図る必要があります。

女性が地域社会や職場などでその能力を十分に発揮し、活躍できるよう、女性のキャリアアップ[※]の支援を図るとともに、能力開発や積極的な活用を図り、新たな人材の発掘を行う必要があります。

男性も女性も世代を問わず、家庭生活と仕事を両立するためには、家事、育児、介護などを協力して担う必要があります。そのためには、様々な就業形態に対応した延長保育・夜間保育・病児保育など、多様な保育サービスの整備と拡充を図るなど、良好な保育環境を整備する必要があります。

少子高齢化に伴い、要介護者数は年々増加の傾向にある一方で、介護を必要とする家族を支える人が減少し、一人あたりの負担が大きくなっているため、介護サービスなどの制度整備を図る必要があります。

●注目指標（平成 33 年度まで）

1) 審議会などの委員に占める女性の割合

H22	H27	H33
24.3%	26.1%	30%

資料：行政管理課

2) 女性チャレンジ講座受講生数(累計)

H23	H27	H33
24人	125人	245人

資料：市民連携推進課

3) はちのへ創業・事業承継サポートセンターによる支援件数

H22	H27	H33
62件	42件	100件

資料：商工課

4) 認知症サポーター数

H22	H27	H33
5,067人	12,396人	18,500人

資料：高齢福祉課

5) 八戸職業安定所管内の育児休業基金給付金の受給者数

	H22	H27	H33
男	10人	15人	21人
女	1,603人	2,419人	3,313人

資料：産業労政課

Ⅱ-(1) 男女共同参画に向けた社会

住民に最も身近な市の政策の決定は、一人ひとりの住民の生活に影響を与えるものであることから、市の審議会や委員会などの委員選定において、男女の多様な意見の反映への配慮、新たな人材発掘や育成、公募制の推進など、適切な人材の活用に積極的に取り組みます。

また、地域活動は、地域づくりに重要な役割を果たすとともに、活動に参加する一人ひとりにとっても、より充実した生活の実現につながります。自治会や町内会、市民団体などの実質的な活動は、女性が担っている場合が多いにもかかわらず、リーダーや代表が男性という状況が多く見られることから、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりに取り組みます。

職場においては、雇用・就業形態の多様化に対応し、ライフスタイルなどに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要であることから、職場における男女の均等な機会・待遇の確保に取り組みます。

①政策・方針決定における男女共同参画の推進

【施策の概要】

- 附属機関などの委員の男女構成比率に偏りが無い登用と公募制の活用により、多様な人材の市政への参画を推進します。
- 市民活動の促進のため、情報交換や活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営します。
- 地域活動への参加を促進するため、地域と協働で広報・啓発活動を行うほか、町内会などへの加入促進や研修会を開催します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
19	女性チャレンジ講座開催事業	職場などで活用できるビジネススキル習得のための学習機会を提供する。
20	トーキングカフェ開催事業	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。
21	市民活動サポートセンター事業	市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営する。
22	町内会加入促進・組織強化事業	町内会の基盤強化のため、八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、加入促進活動や、町内会活動の重要性の啓発、地域リーダーの育成などを実施する。
23	ボランティア活動支援事業	八戸市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録した市内在住のボランティアに対し、ボランティア活動保険料の一部を助成する。
24	協働のまちづくり研修会の開催	協働のまちづくりへの積極的な参加・参画を促進するため、一般市民を対象とした研修会を開催する。

25	「元気な八戸づくり」市民提案制度	市民活動団体や事業者などから、市民と行政が協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業提案を募集し、採択された事業を提案者と協力して実施する。
26	「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し奨励金を交付する。
27	附属機関などの委員の男女構成比率に偏りがない登用	附属機関などの委員の男女構成比率の目標値を設定し、多様な人材の市政への参画を促進する。
28	附属機関などの委員の公募の充実	附属機関などにおける公募による委員の選任を原則義務付け、市民の行政への参画機会の拡充を推進する。

②男女雇用機会均等とポジティブ・アクション[※]の推進

【施策の概要】

- 関係機関と協力し、男女雇用機会均等法[※]や事業者などへのポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）[※]の導入について周知を図ります。
- パートタイム労働者[※]などの適正な雇用管理などについて周知を図ります。
- 農業経営への女性の参画を促進します。
- 仕事と家庭の両立を支援するための助成制度などの周知を図ります。
- 事業所などの男女共同参画に関する理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例の紹介を行います。
- 働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
29	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、周知啓発用パンフレットなどに掲載する。
30	男女共同参画推進事例の紹介	事業所などの男女共同参画の推進事例を周知する。
31	性別に捉われない職員の登用	職務経験の付与などについて機会が均等になるように、意欲と能力のある職員を登用する。
32	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得促進	男性職員の積極的な育児参加を促すため、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の制度を周知し、取得を促進する。
33	企業におけるポジティブ・アクション実施促進	職場における男女平等を推進するため、「男女雇用機会均等法」の履行確保を担う青森労働局や青森県などの関係団体と連携をとり、各種施策を周知する。
34	男女雇用機会均等法などの周知	男女雇用機会均等法などに関する制度や相談窓口などについて周知をする。
35	セクハラ [※] の防止	職場のセクシュアル・ハラスメント [※] に関する相談窓口の情報を提供する。

36	パートタイム労働者などの雇用管理改善制度の周知	パートタイム労働者などの適正な雇用管理を推進するため、助成金制度などを周知する。
37	両立支援事業の周知	仕事と家庭の両立を支援するため、各種助成金制度を周知する。
38	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進	事業所に対し、一般事業主行動計画について周知を図り、策定を促進する。
39	妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知	労働基準法並びに男女雇用機会均等法※に規定されている母性健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。
40	無料職業紹介事業	求職者への求人情報の提供、職業紹介、職業相談や求人を希望する企業の求人登録、紹介などを行う。
41	労働環境改善普及・啓発活動	労働環境の改善に関するポスターの掲示やチラシの配布、講習会・セミナーなどを開催する。
42	家族経営協定の締結促進	家族農業経営内において、家族全員の話し合いにより、個々の役割分担、労働時間、収益の配分、休日などの就業条件を取り決め、文章化することを促進する。

Ⅱ-(2) 女性の活躍推進

様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して個性と能力を発揮でき、すべての人にとって働きやすく暮らしやすい活力のある社会を形成していくために、女性が活躍することは、職場や地域などに多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらすものであり、女性の活躍推進による地域の活性化に積極的に取り組みます。

女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながらいきいきと活躍するためには、女性の就業についての環境を整える必要があることから、性別にとらわれない多様な職業についての情報提供に取り組みます。

また、女性人材の発掘と能力開発を図ることにより、地域社会や職場などにおける女性の活躍と積極的登用が進展するよう、女性のキャリアアップ[※]の促進に取り組みます。

さらに、女性がさまざまな分野で活躍できるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに新たな人材の発掘を行うことが重要であることから、身近で活躍するロールモデル[※]の情報提供に取り組みます。

①女性のキャリアアップ[※]の促進

【施策の概要】

- 職場での女性の能力の発揮を支援するため、職業能力開発・向上のための研修などの情報を提供するとともに、女性を対象にした講座を開催します。
- キャリアアップ[※]や再就職支援を図るため、様々な講座などによる職業能力向上の機会を提供します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
43 (再掲)	女性チャレンジ講座 開催事業	職場などで活用できるビジネススキル習得のための学習機会を提供する。
44	はちのへ創業・事業 承継サポートセンタ ー事業	はちのへ創業・事業承継サポートセンターを設置し、専門家による相談対応や、セミナーの開催、情報発信などにより創業を支援する。
45	八戸地域職業訓練セ ンターでの研修講座 開催	職業能力の向上を図るため、パソコン講座、商業簿記などの講座を開催する。
46	若年者キャリアアッ プ事業	新規高卒未就職者および、就職後早期に離職した方を対象に職業観の育成や職業能力の向上のためのセミナーを開催し、就職及び再就職の実現を図る。
47	フロンティア八戸職 業訓練助成金	市内に在住する未就職新規高卒者・若年未就業者の主体的な職業能力の開発を支援し、早期就職を促進することを目的に職業訓練助成金を交付する。

②女性のリーダー発掘・育成

【施策の概要】

- 市の行政運営や地域社会に参画できる知識と見識を持った人材の発掘・育成のため、能力開発のための学習機会の情報を提供します。
- 様々な場面における女性の参画の促進を図るため、各分野で活躍する女性のロールモデル※を紹介する機会を提供します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
48 (再掲)	町内会加入促進・組織強化事業	町内会の基盤強化のため、八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、加入促進活動や、町内会活動の重要性の啓発、地域リーダーの育成などを実施する。
49 (再掲)	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。
50 (再掲)	トーキングカフェ開催事業	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。
51	ロールモデル PR 事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動などの様々な分野で活躍する方の情報を発信する。
52	認定農業者共同申請の促進	夫婦共同申請によって、女性の農業経営への参画を促進する。

Ⅱ-(3) 子育て・介護支援の充実

これまで、家事や育児、介護を中心となって担ってきた女性が職業を持つようになり、夫婦共働き世帯が増加しました。また、核家族や高齢者世帯が増えているため、育児や介護負担が家族一人ひとりに重くのしかかってくるため、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護サービスや、相談支援体制の充実などが必要です。

そのため、子育て世代を支援するため、市民の多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策など、子育て支援体制の充実に取り組みます。

また、介護世代を支援するため、介護保険制度の周知を図るとともに、介護予防や適切な介護サービスの提供に取り組みます。

①子育て環境の充実

【施策の概要】

- 各種保育事業や幼稚園就園事業、医療費助成、ファミリー・サポート・センター事業などにより、子育て家庭へのきめ細かな支援サービスを行います。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが放課後や長期休暇などに安心して遊べる場所を提供します。
- 子育て親子の交流の場及び子育てに関わる団体などの交流・活動拠点を提供します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
53 (再掲)	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、周知啓発用パンフレットなどに掲載する。
54 (再掲)	ロールモデル PR 事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動などの様々な分野で活躍する方の情報を発信する。
55	保育事業の充実	一時預かり保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、軽・中程度障がい児保育事業などを実施する。
56	子育てつどいの広場「こどもはっち」事業	“こどもはっち”において、乳幼児と親が集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場及び子育てに関わる個人・団体の多様な活動と交流拠点の場を提供し、地域の子育て支援機能の充実を図る。
57	子育てサロン支援事業	地域の公民館や児童館などにおいて開催される子育てサロン（地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場）の運営を支援する。
58	地域子育て支援センター事業	地域の認定こども園・保育所を活用し、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士の交流の場を提供する。
59	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。
60	放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対して、遊びを中心とした生活の場を提供する。

61	ファミリー・サポート・センター事業	育児などの手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。
----	-------------------	---

②子育て家庭への支援

【施策の概要】

- ひとり親家庭などの子育てを支援するため、医療費の助成、児童扶養手当の支給などを実施します。
- 安心して子育てをしながら生活するための環境づくりの支援として、自立のための相談支援体制を整備します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
62	保育料軽減事業	世帯の所得状況に応じて、保育所(園)などの入所にかかる第3子以降の保育料を軽減、また、未婚のひとり親家庭に対する保育料を軽減する。
63	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母の雇用安定と就職の促進を図るため、職業能力開発講座を受講した人に給付金を支給する。
64	乳幼児等医療費助成事業	乳幼児を対象とした入院・通院及び小・中学生・高校生などを対象とした入院に係る医療費を助成する。
65	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭などに医療費を助成する。
66	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童について、監護しかつ生計を同じくしている父、または監護している母など養育している人に手当を支給する。
67	遺児対策給付事業	ひとり親家庭などの遺児について、小学校または中学校に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給する。
68	家庭生活支援員派遣事業	母子家庭などが一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。
69	高等職業訓練給付金等給付事業	ひとり親家庭の父母の資格取得を容易にし、自立を支援するため、高等職業訓練給付金などを支給する。

③子育て支援意識の醸成

【施策の概要】

- 子育て支援意識の醸成のため、広報・啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※のとれた働き方の実現に向け、意識啓発を図ります。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
70 (再掲)	広報、ホームページなどによる情報発信事業	市広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報の広報・啓発を行う。
71 (再掲)	男女共同参画社会を考える情報誌 WITH YOU 発行事業	男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。

④介護サービス等の充実

【施策の概要】

- 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険制度の周知を図るとともに、適正・適切な介護保険サービスを提供します。
- 各地域の在宅介護支援センター[※]と協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談、介護予防など包括的な支援を実施します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
72	介護保険制度の周知	説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布などにより制度を周知する。
73	介護保険サービスの提供	介護を要する状態となっても、できる限り、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスや施設介護サービス及び地域密着型サービスを提供する。
74	介護予防ケアマネジメント事業	高齢者のうち要介護状態となるおそれの高い者に対して、心身の状況などを把握し、要因を分析し、予防するための計画を作成する。
75	介護・認知症予防センター事業	総合保健センターに介護・認知症予防センターを設置し、いつでも誰にでも介護予防（認知症を含む）に関する相談や支援ができる体制を構築する。
76	地域包括支援センター [※] 事業	在宅介護支援センターと協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談を受け、介護予防への取組、権利擁護、暮らしやすい地域づくりなどを行う。

施策の基本方向 Ⅲ

安全・安心な社会づくり

【現状と課題】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会[※]の実現には不可欠なものです。

しかし、男女間での暴力的行為や子どもや高齢者に対する虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が増加し、問題化しています。あらゆる暴力は人権の侵害であり、克服していかねばならない課題です。

また、男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどに記載しておくとともに、平常時において、指定避難所とその地域の住民による組織を作り、訓練などを通じ、災害時に避難所を円滑に開設し、運営できるようにしておくことが必要です。

さらに、一人ひとりが生き生きと暮らすためには、男女がそれぞれの身体的特質を認識し、十分に理解し合い、健康で心豊かに生きていくことができる環境を整えることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産の可能性を持ち、女性特有の身体的特徴を有しているため、生涯を通じて、男性と異なる健康上の問題に直面します。女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう妊産婦や新生児に対する健康診査、保健指導の充実、不妊に悩む人への様々な支援など総合的な母子健康対策の推進が必要です。

●注目指標（平成 33 年度まで）

1) 地域防災訓練の実施件数

H22	H27	H33
39 件	57 件	60 件

資料：防災危機管理課

2) 各種がん検診受診率

	H22	H27	H33
乳がん	21.8%	32.5%	50%
子宮頸がん	23.8%	23.4%	50%

資料：健康づくり推進課

Ⅲ-(1) 安全な暮らしの環境整備

配偶者などからの暴力など、あらゆる暴力は人間の尊厳を傷つけるものであり重大な人権侵害です。しかしながら、男女間などの暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではないため、人権意識の高揚を図り、暴力防止と被害者支援に取り組みます。

また、災害時、避難所などにおいて被災者一人ひとりの人権が守られ、安全に安心して生活ができるようにするために、平常時から男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れ、防災の取組について理解し、実践することが大切であることから、被害を最小限に抑え、地域住民が助けあえる防災体制を整備し、男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進に取り組みます。

①男女間の暴力の防止と被害者支援

【施策の概要】

- 暴力の防止を図るため、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるとの認識を深める啓発活動を推進します。
- 暴力被害者の相談窓口、救済機関などを周知するとともに、関係行政機関などとの連携を図り、被害者の救済と自立を支援します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
77	女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの周知	人権意識の高揚を図るため、シンボルマークを周知する。
78	虐待などの防止に関する啓発	子ども・高齢者・障がい者・配偶者に対する虐待やいじめ防止のための啓発・周知を行う。
79	八戸市虐待等防止対策会議の設置	虐待やいじめに関する情報を共有し、虐待防止対策などの充実を図る。
80	DV [※] 防止基本計画の策定・実施	DV防止基本計画を策定し、DV防止の為の各種施策を推進する。
81	家庭（児童）女性等相談室	生活困窮、夫の暴力などの女性の様々な問題に対する相談業務を実施する。

②地域防災における男女共同参画の推進

【施策の概要】

- 災害に強い安全な地域づくりを推進するため、地域の安全・安心に関する情報を提供します。
- 災害発生時において、被災者の救出・救助、初期消火活動、安否確認などを行う自主防災団体の組織化を促進します。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの災害時要援護者の地域の中での日頃の見守りと災害発生時の支援体制を整えるために、災害時要援護者登録制度を推進します。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定のため、地域防災会議に女性委員を登用します。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
82	災害時要援護者登録制度の推進	災害時における支援体制の整備を図るため、一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者の登録を推進する。
83	ほっとスルメールの配信サービス	災害情報や緊急情報、防犯情報などを、登録者に対してメールで、配信する。
84	自主防災団体の組織化の促進	自主防災組織の設立及び活動を支援する。
85	地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を取り入れ、男女のニーズに対応した地域防災計画を策定する。
86	地域防災会議への女性委員の登用	男女のニーズに対応した地域防災計画の策定を図るため、地域防災会議に女性委員を登用する。
87	避難所運営体制の整備	八戸市避難所運営マニュアルの改訂及び地域の避難所運営マニュアルの作成を支援するとともに避難所運営物品の充実を図る。

Ⅲ-(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

妊娠・出産は女性の心身両面において、一生の中でも大きな節目となる出来事であり、安心・安全に妊娠・出産できるように母子保健体制を充実させるとともに健康支援に取り組みます。

また、健康を生涯にわたり維持していくためには、ライフステージに応じた健康支援を行うことが必要であることから、生活習慣病予防に向けた生活習慣の改善指導や、健康状態に応じて自己管理ができるようにするための健康教室・健康相談の実施などにより、生涯を通じた心身の健康づくりに取り組みます。

①妊娠・出産等に関する健康支援

【施策の概要】

- 早期妊娠届け出の勧奨、母子健康手帳の交付などを行い、妊娠から出産後までの健康管理支援や新生児のすこやかな発育の支援を行います。
- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊産婦への訪問指導や不妊などに関する相談支援体制の拡充に取り組みます。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
88	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を図るため、妊娠届出書の早期提出の周知、母子健康手帳の交付、マタニティ健康相談を実施する。
89	妊婦委託健康診査	健康な子の出生と妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦委託健康診査及び歯科健康診査を実施する。
90	両親学級	子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦で共に考え、協力して子育てできるように支援する。
91	妊産婦・新生児訪問指導	母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援と新生児の健やかな発育・発達の支援をするため、訪問指導を実施する。
92	不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、国の助成制度に応じた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成する。
93	不妊専門相談センター事業	不妊に悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師などが、相談指導や不妊治療に関する情報提供を行う。
94	妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、「子育て世代包括支援センター」を整備するとともに、「産前・産後サポート事業」、「産後ケア事業」を実施する。

②生涯を通じた男女の健康の保持促進

【施策の概要】

- 自己の健康管理のため健康診査の受診を促進するほか、学習機会や相談・指導を行います。
- 生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差に応じた健康支援を行います。

【事業一覧】

No	事業名	事業内容
95	健康教室・健康相談	健康増進、介護予防などを目的とする健康教室の開催及び心身の健康に関する相談、指導などを実施する。
96	各種健（検）診の受診促進	病気などの早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、各種健（検）診を実施する。
97	女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性を対象として、女性特有の身体的・精神的悩みや健康状態などに関する相談や指導を行う。

